

令和5年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 4 8 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	6月7日
議案第 5 0 号	宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 5 1 号	宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 5 2 号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
請願第 1 号	豊かな教育を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願	一部採択 (全員一致) (項目3について採択)	

審査の状況

① 令和5年 6月 2日 (議案審査)

・出席委員 ◎川口 じゅん ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 池田 光隆
北山 照昭 坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子
持田 ちえ

② 令和5年 6月 7日 (議案審査)

・出席委員 ◎川口 じゅん ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 池田 光隆
北山 照昭 坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子
持田 ちえ

③ 令和5年 6月27日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎川口 じゅん ○三宅 浩二 浅谷 亜紀 池田 光隆
北山 照昭 坂本 篤史 中山 ゆうすけ みとみ 智恵子
持田 ちえ

(◎は委員長、○は副委員長)

令和5年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第48号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚市協働のまちづくり促進委員会を令和5年9月19日をもって終了し、さらなる協働の推進を図るための新たな会議体として、宝塚市協働のまちづくり推進会議を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論点 1 新たな会議体について

<質疑の概要>

問1 協働のまちづくり促進委員会はこれまでどんな課題を持ち、どんな具体的な解決があって、次のステップの協働のまちづくり推進会議を設置するのか。

答1 協働のマニュアルや宝塚市協働のまちづくり推進条例など、本市における協働を進めるための基盤となる仕組みについては一定構築できたと考えている。今後はこれらの仕組みを基本としつつ、協働が実際にどのように進んでいるかを検証し、地域活動の担い手不足などの具体的な課題や時代の変化にも対応し、協働を進めるための方策を新たな会議体において検討していく。

問2 協働のまちづくり推進会議の委員について、現行の協働のまちづくり促進委員会の委員より人数を減らすということだが、その人数の根拠は。

答2 今回の改正で委員数は19人以内から10人以内に変更している。従来の促進委員会は協働を進める仕組みの構築のため幅広い分野の団体や個人に参画いただいたが、今後はその仕組みを基本に、時代の変化にも対応しながら、効率的、機動的な会議としてさらなる協働の推進を図っていきたい。

問3 協働のまちづくり推進会議の委員構成として、年齢のバランスなどはどのように担保しているのか。

答3 各団体から推薦いただく場合や市が直接選任する場合も、年齢や男女の比率など、多様な人が参加する会議体になるようバランスを考えてやっていきたい。

問4 これまでの協働のまちづくり促進委員会の委員がまた留任される場合があるのか。それとも新たな会議体として、協働のまちづくり推進会議は全て新しい委員で構成するのか。

答4 これまでの委員会が担ってきた担任事務を継承していくことから、何人かは委員を継続してもらいたいと考えているが、委員在任期間のリセットは考えていないので、委員を5期、10年間務めた人は再任しない考えである。

問5 協働のまちづくり促進委員会の任期は令和5年9月19日をもって終了し、今回の条例改正の施行日は令和5年9月20日となっているが、新たな会議体をつくるのは必ず日にちがつながっていないといけないのか。これまでの10年間の検証をして課題を見つけ、その上で次の体制をつくるのが本来と思うが、1日も空けてはいけないのか。

答5 条例上の施行日である令和5年9月20日はあくまでも協働のまちづくり推進会議が設置される日であり、委員の任期や選任の時期など、第1回目の会議開催までに準備期間を持つことは可能である。

問6 この10年間で協働のまちづくり促進委員会が作り上げてきた仕組みを今後検証するサイクルに入っていく、そのために促進委員会が推進会議という形に変わると認識しているが、どうか。

答6 協働のマニュアルや協働のまちづくり推進条例など一定の仕組みを構築できたと考えており、さらなる協働の推進のため、課題や問題点など事例を集めて、どんな修正が必要かなど、新しい会議体の中で議論し、協働の検証を進めていきたいと考えている。

論点2 本市のまちづくりについて

<質疑の概要>

問1 協働のまちづくり促進委員会の議事録を読むと自治会や担い手不足の問題などそれぞれ課題が多く出されていたが、結局それには具体的に手をつけずに、マニュアルや条例などをつくることで10年かかったということか。

答1 一定の仕組み等がない中で、協働のマニュアルや協働のまちづくり推進条例の作成、まちづくり計画の見直しなどまず基盤づくりに取り組んできたが、議論の中で課題が出てきており、それを明確にして取り組めていなかったことは事実である。そのため、今後、課題を大きなテーマにして方策を考えていきたい。

問2 自治会やまちづくり協議会それぞれに課題があって、協働のまちづくり促進委員会がそれを解決する役割を期待されていたが十分応え切れていなかった。マスタープランのようなものをつくることと個別具体的な事例に取り組むこととは違うと思うが、認識が違っていたということについて、市はどう考えるか。

答2 これまでも市民協働推進課に個別に相談があったり、まちづくり協議会の定例会に課の職員も参加して活動状況の把握に努めたりしてきた。その中で、地域と一緒に知恵を出しながら課題の解決に一定程度取り組んできたが、解決に至っていないところも現実にある。そうした具体的な課題をどう解決していくのかということを新しい推進会議で議論していきたいと考えている。

<論点外の質疑の概要>

問1 残り3か月ほどの協働のまちづくり促進委員会でこれまでの検証をし、一定のまとめをして、周知するのか。また、協働のまちづくり推進会議の委員選任について、人数が少ないため、委員の決め方によっては結果的にかえって混乱すると思うが、議案を提案し直す考えはないか。

答1 この10年してきたことについて、最後の第5期の委員で振り返り、次期の協働のまちづくり推進会議に引き継ぐためのまとめという形で検証をし、文書化したものを公開する考えはある。ただ、委員数については、現行の協働のまちづくり促進委員会で協議し、委員構成についても提案の人数が有効という判断で決めたものであるため、このとおりで議決いただきたいと考えている。

自由討議 なし

討論

(反対討論)

討論1 この議案に反対する。1点目は、この10年の間に、様々な課題が出ていた。それをさておき、しっかりしたまとめや検証ができない段階で次の推進という形に進んでいくことは私の認識とは違っており、これからまさにこの施策を推進していくなら、しっかり検証と課題を明確にしていくべきである。

また、委員の人数を絞ることは、かえって私は後退すると考える。かつて正司市長の時代に100人委員会をつくり、様々な人に集まってもらって、様々な施策を推進したことがあるが、推進するのであれば、思い切ってそれぐらいしないと、様々な意見があり、様々な課題があるわけで、それをたった10人の委員で、しかも学識経験者で方向づけて調整することはできない。すなわち推進できない。結果的には、かえってこのまちづくり全体を混乱させて後退させることになる。そういう意味で、私はこの提案について反対する。

(賛成討論)

討論2 今もこの委員会の中で様々な議論があったように、この新たな推進会議については非常に我々が期待するところは大きかったように思う。委員会質疑の中で明らかにしたように、この推進会議はあくまで協働のまちづくり推進条例に従い各地区、地域でつくられた計画を推進していくための検証機関という位置づけが強く、我々が考える協働のまちづくりを大きく推進されるような会議体ではないと考えざるを得ない。そうした意味で、地域ごとのまちづくり計画を進めていくことに関しての役割をしっかりと進め、チェックをして、それに対して取り組んでいくということであれば賛成をしてもよい。ただ、我々が期待するところとは少し方向性が違った、また期待が大きすぎた。それに代わるも

のはしっかり市として検討していただきたいと要望した上で賛成とする。

審査結果 可決（賛成多数 賛成 7 人、反対 1 人）

令和5年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第50号 宝塚市一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

令和3年5月に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことに伴い、マイナンバーカードに記録される電子証明書をスマートフォンに搭載することが可能となったことに合わせて、所要の整備を行うため、関連する条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 マイナンバーカードに記録された電子証明書をスマートフォンに搭載することについて、情報セキュリティの観点から問題はないのか。

答1 スマートフォン用の電子証明書は、電子マネーなどの各種決済サービスにおいて利用されるスマートフォンのICチップの中に格納され、マイナポータルアプリからしかアクセスできないようになっている。また、電子証明書を利用するためには、暗証番号や生体認証等によるログインが必要である。不正に情報を読み取ろうとする場合は、自動的に記録情報を消去する機能などが備わっており、マイナンバーカードと同等のセキュリティが確保されている。

問2 本市は誤交付が起こった自治体と別のシステムを使用しているのに、セキュリティについては比較的大丈夫と認識しているが、今後トラブルがあった場合の対策は講じているのか。

答2 システムの中身については専門的な内容となるため、システムベンダーに任せている。各自治体においてシステム不具合による事象は多く発生しているため、各事象の対策について、システム事業者と連携を図っていきたいと考えている。

問3 宝塚市民のマイナンバーカード交付率は68.84%であるが、本市職員の取得率は。

答3 市町村職員共済組合に加入している職員（消防職員は除く）の令和5年3月末時点の取得率は71.8%である。

問4 市のコールセンターの相談体制は。

答4 マイナンバーカードの交付や受取予約、マイナポイントの相談等については市が委託しているコールセンターが対応しているが、そのほかの様々な相談については、窓口サービス課のマイナンバー担当が対応している。	
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和5年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第51号 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案の概要

本市の掲げた「第2期夢・未来 たからづか創生総合戦略」の基本目標である「子どもがいきいきと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり」を実現すべく、医療費助成の拡充として高校生等の入院のみの助成対象化及び中学3年生までの所得制限撤廃を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 子育て世帯に選ばれるまちづくり

<質疑の概要>

問1 近隣市のこども医療費助成の水準に合わせる形で本市は追随しており、子育て世帯に選ばれるというところに結びつかないように感じているが、市の考えは。

答1 こども医療費助成だけを拡充し、近隣市と同水準になることで選ばれるかという、そうではなく、放課後児童クラブの拡充や妊婦健診の拡充等、切れ目のない施策の中でそれぞれの子育て支援を充実させることで選ばれるまちになると考えている。その中で、本市のこども医療費助成が他市と比較して見劣りしているところがあるのは事実なので、拡充させていこうと考えている。

問2 高校生等の通院まで含めた助成をするべきだと考えているが、市の考えは。

答2 本市において、高校生等における通院を助成対象とした場合の試算として、年間約1億6,500万円の新たな財政負担が発生することとなり、財源の確保が大きな課題であると認識している。現時点で高校生等の通院の助成対象化までは検討はしていないが、引き続き近隣市の取組状況を注視していきたいと考えている。

問3 子育て施策の充実を国に対して要望していくのはもちろんのこと、市として決断すべきではないか。

答3 「子どもがいきいきと育ち、子育て世代に選ばれるまちづくり」の具体的施策の一つとして、乳幼児等・こども医療費助成制度の充実に努めると明記しており、このような位置づけをした以上、市として早く制度の拡充を行うべきだと考えている。一方で、持続可能な制度の財源をどうするかといった話が必ず出てくる。財政の持続可能性を確保し、市民福祉の向上を図っていくために庁内で議論をして早く決断し、提案することが大事だと考えている。

自由討議 なし

討 論 なし

審查結果 可決（全員一致）

令和5年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第52号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う所要の整備を行うため、関連する条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要> なし
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和5年第3回（6月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第1号 豊かな教育を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

<請願の趣旨>

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びと育ち、学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

こうした観点から、2024年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、国の関係機関へ意見書の提出を求めるもの。

<請願の項目>

- 1 教職員未配置問題の解消にむけ、必要な財政措置を講じ、人材確保に努めてください。
- 2 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引き上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じてください。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持してください。
- 4 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進してください。
- 5 自治体で、国の学級編制標準より引き下げた「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないでください。

<質疑の概要>

問1 今回の請願の趣旨は前回の請願と同じ感じのものと認識しているが、5つの請願項目については何が変わったのか。

答1 （紹介議員A）請願の5項目について、宝塚の教育現場の実態と全国の教育の課題が重なっていて、特に教職員の未配置問題や2項目めの新卒者の教職員の成り手不足、また教職員の働き方改革、長時間労働の問題などの課題等、宝塚の実態を国に意見として上げていくことがより必要になってきたということもあり、そうした具体的な内容に今年度は項目を変えたと聞いている。

問2 35人学級の記載が請願項目にないが、前回の請願では記載があり、その内容を含めた請願項目ということか。

答2 (紹介議員A) 35人学級については既に進んできており、さらなるその思いは趣旨としてはあるが、直接ここまでこうしてほしいという具体的な項目としては書いていない。

問3 請願の趣旨にあるとおり、学校現場では解決すべき課題が山積していると思うが、宝塚の現状として、いじめに対する対策委員会は組織的に各学校で機能して動いているか。

答3 (市当局) 各学校にいじめ防止委員会を設置している。月に1度程度委員会を開催しており、またいじめを認知すればその都度、臨時の委員会を立ち上げている。その中にはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門機関もメンバーとして入っており、現状としていじめの認知件数も上がっているため、年々機能的にはなってきている。

問4 この請願は国に対して意見書を提出してほしいというものだが、請願の5項目に関連することを教育委員会として国に要望しているのか。

答4 (市当局) 主に教職員の配置に関しては、学校の教職員は県採用であり、配置人数についても県で定めた定数の範囲内ということになるため、基本的に市としては、事あるたびに県に対して充実するよう要望している。

問5 請願項目の3番の内容は前回の請願でも採択した。そのほかの項目の1番、2番、4番、5番の内容は、教職員の加配をしてほしいということになると思うが、現状で担任が配置されていないクラスがあるか。

答5 (市当局) もともと配置できていないというわけではなく、病気等で休職した担任の代替教員がそのタイミングで配置できていないクラスがあり、今現在そうしたケースが3名ある。

問6 財源措置をすれば加配できるかというのと、教師の世界に戻りたくないという人もいると聞く。そうした意味では先生が先生として働ける環境、先生としてもう一度教壇に立ちたいと言える教育現場をつくることも必要だと思うが、紹介議員はどうしたらそれを実現できると考えるか。

答6 (紹介議員B) まずできることは、少しでも子どもたちに向き合える時間と心の余裕をつくるということも本当に有効な手段の一つと思う。絶対的に先生の数は必要で、環境として教職員の人材確保がまず大事ではないかと考えている。

自由討議

委員A 請願項目3の一部採択を提案する。

委員B 質疑の中で、教育委員会としてはこの請願項目の1番から5番までと同趣旨の内容を県に要望していると確認したので、特にほかの請願項目を外す理由はないと思う。請願は採択して、意見書についてははしかるべき機関で協議をするので、そこで協議をしたらいい。

委員C 教職員の大変さというのは全国的にそのとおりで、改善もすればいいと思うが、宝塚市ではその全国的なレベルにもなっていないということがこれまでの文教生活常任委員会の議論の中でここ何年かあり、まずはそこを整えてから次のステップに進むべきと思う。前回の請願でも今回の請願項目3に当たる項目だけを採択したということがあるので、請願項目3だけを採択してはどうか。

委員B 宝塚の教育委員会の在り方や進め方についての云々というのは議会で議論しなければいけないが、あくまで国に対して5項目の意見書を出してほしいということなので、言っていることとの整合性がない。宝塚の教育委員会に対して全てよしと思っているわけではなく、課題も多くあり、もっとしっかりやってほしいとこれまで様々議会でも指摘したが、もっと積極的に動くべきで、何でも課題を先延ばしにするのはやめてほしい。意見書を出すことは採択し、意見書の内容については会派間で調整しないといけない課題があると思っている。

委員A 意見書で全てを検討すればいいと言うが、意見書を作る場で5つの項目を削るということはその場ですべきことなのか。宝塚市議会は全会一致の形でしか意見書を出せない。逆に、この請願を5項目とも採択することで、全会一致にならない可能性があり、それは今までの議論の経緯から考えると容易に想像できる。昨年もその前年も、請願項目の1つだけが一部採択されており、そんな中で5項目全部を採択しても、それから意見書を大きく変えるということは請願者の思いと違う気がする。そうした意味では、意見書を出してほしいという請願者の思いから、5項目のうち項目3であれば、これまでの宝塚市議会の判断として十分適当と思うので、あえて項目3の一部採択を提案している。

討 論 なし

審査結果 一部採択（全員一致）（項目3について採択）